

大津少年センター無職少年対策連絡協議会設置要項

1 設置の目的

青少年関係機関・団体が有機的な連携のもとに、無職少年の自立更生を支援するとともに、自立更生支援体制の整備・充実に努め、これら少年の社会参加への推進を図るため大津少年センター無職少年対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 所掌事務

連絡協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 無職少年の自立更生支援体制の整備及び関係機関・団体の連絡調整に関すること。
- (2) 無職少年の自立更生に関し、就労受け入れ企業及び地域住民の理解と協力を得るための啓発活動の実施に関すること。
- (3) その他無職少年の非行防止と健全育成の推進に関すること。

3 連絡協議会は、次の各項に掲げる機関・団体の長が指定する職員をもって構成する。

- (1) 大津市民生委員児童委員協議会連合会
- (2) 大津保護区保護司会
- (3) 湖西地区高等学校等生徒指導連絡協議会
- (4) 大津市中学校校長会
- (5) 大津警察署少年補導員会
- (6) 大津警察署
- (7) 大津公共職業安定所
- (8) 滋賀県地域若者サポートステーション（大津常設サテライト）
- (9) 大津市子ども未来局子ども・若者政策課
- (10) 大津市福祉子ども部生活福祉課
- (11) 大津市教育委員会児童生徒支援課
- (12) 大津市産業観光部商工労働政策課
- (13) 大津少年センター
- (14) その他必要と認める機関・団体

4 役員

連絡協議会に議長を置き、大津少年センター所長をもって充てる。

5 会議

連絡協議会は議長が招集し、必要により分科会を招集できる。

6 庶務

連絡協議会の庶務は大津少年センターにおいて処理する。

7 その他

この要項に定めるもののほか連絡協議会の運営その他必要な事項は、議長が連絡協議会に図って定める。

付則	この要項は、平成元年9月1日から施行する。
付則	この要項は、平成3年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成4年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成9年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成16年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成17年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成18年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成19年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成20年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成25年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成26年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成27年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成29年4月1日から施行する。
付則	この要項は、平成30年4月1日から施行する。
付則	この要項は、令和4年4月1日から施行する。